



くすのき



令和3年(2021年)9月28日

No. 14

子どもたちの健やかな成長と笑顔を守るために

校長 中村 真理子

1. 「児童虐待」の現状

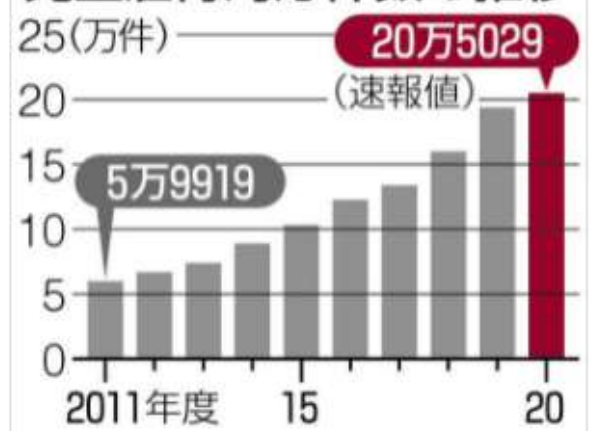
8月末に、厚生労働省が、全国の児童相談所が、相談対応した件数を公表した」と、各種のメディアで報道されました。

「18歳未満の子どもへの児童虐待が、30年連続で増え続け、2020年度は、過去最高の20万5029件になりました。20万件を超えたのは初めてです。前年度より5.8%（1万1249件）多くなっています。」

過去に何度も、子どもの大切な命が虐待によって奪われるという事例が、全国で起きており、社会問題となっています。

もちろん、各ご家庭におかれましては、「児童虐待」とは全く無縁であると存じますが、改めて学校としての考え方や、周りで「虐待かもしれない。」と感じた際の対処の仕方についても知っておいていただきたく、今回お知らせいたします。

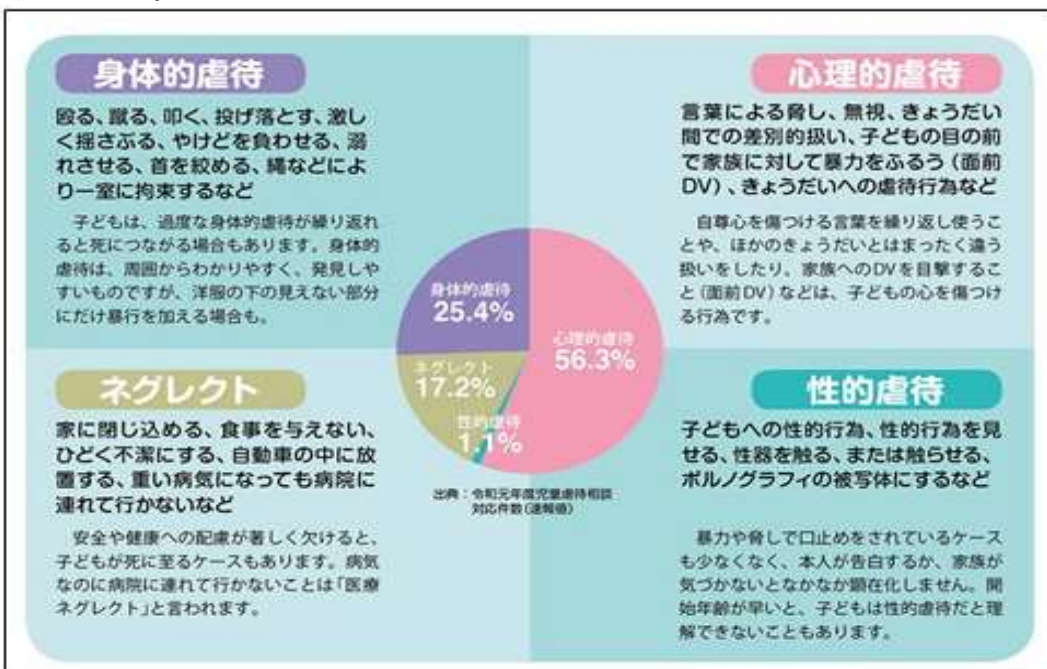
児童虐待対応件数の推移



【中日新聞 令和3年9月21日号掲載記事】

2. 「児童虐待」の種類

「児童虐待」には、下の図のような種類があります。虐待を受けた人の身体や心には、その時点で大きな傷跡を残すだけでなく、大人になっても自己評価が低いまま、「こんな自分が生きていていいのか?」と自問したり、自分で考えることを放棄してしまったりと、その後の人生においても生きづらさを抱え続けていくといわれています。



3. 「虐待」が疑われる場合、本校は速やかに「通告」します

草津市立小学校である本校では、体罰や虐待を受けたと思われる子どもについての事象や情報を得た場合には、「滋賀県中央子ども家庭相談センター（児童相談所）」や、「草津市役所 家庭児童相談室」へ**通告することが法令で義務づけられています。**

また、文部科学省の「学校・教育委員会等向け虐待の手引き」では、学校は虐待の確証がないことや、保護者との関係悪化等を懸念して、通告をためらってはならず、子どもの安全を最優先とし、早期対応の観点から児童相談所等へ通告することとされています。

このようなことから、学校としては、結果的に虐待の事実がなかったとしても、**ケガやあざ等の身体的虐待だけでなく、ネグレクト・心理的虐待等について子どもの話などから虐待が疑われる事案があれば、通告する義務があるため、速やかに関係機関に通告を行います。**

一つひとつの案件には、それぞれ異なる事情があることは理解できますが、案件の軽重を学校が判断することは、大きく対応を誤るリスクがあるため、どのケースも同じ対応をとっています。



4. 「虐待」が疑われるようなケースを見聞きした時

学校以外でも、近所やお知り合い等の家庭において「虐待」が疑われるようなケースを見聞きした時は、躊躇することなく通告してください。



通告したことが相手にわかって、近隣トラブルに発展することを危惧されるケースも多いかと思いますが、通告は匿名で行うことが可能です。虐待事案を扱う機関は、「たとえ違っていてもかまわないので、虐待が疑われる時は必ず通告してください。」と呼び掛けています。近隣で虐待が疑われる事案があった場合は、すぐに下の関係機関への連絡をお願いします。学校を通す必要はありません。

5. 「虐待」等に関するお悩みがある場合

「虐待は、いけないことだとわかっているけれど、どうしてもしてしまう。」「家族の虐待を止めることができない。」などと、お悩みの方もいらっしゃるかもしれません。決して、お一人で悩むことはありません。周りに支援の手はたくさんあります。下の連絡先に連絡していただいても結構ですし、学校に連絡をくださってもかまいません。スクールカウンセラーが相談にのらせていただくこともできます。

本校の学区内にある草津市立教育研究所（草津市青地町1086番地）では、SSW（スクールソーシャルワーカー）へ相談することもできます。どうぞご利用ください。



6. 「児童虐待」に関する連絡・相談先

- 全国共通「児童相談所虐待対応ダイヤル」 189（いちはやく） 無料・24時間対応
- 滋賀県中央子ども家庭相談センター 児童虐待ホットライン24時間受付 077-562-8996
- 草津市役所「家庭児童相談室」 077-561-2460
- 草津警察署 077-563-0110
- 草津警察署 志津交番 077-564-6600
- 草津市立教育研究所 077-563-0334
- 草津市立志津小学校 077-562-0341

